

融資制度パンフレット

(平成24年7月)

日本政策金融公庫の融資制度

普通貸付

ほとんどの業種の中小企業の方にご利用いただけます。(保証人か、担保が必要です。)

運転・設備と特定設備資金は、組み合わせて利用していただけます。

(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用になれません。)

資金のお使いみち	運転資金	設備資金	特定設備資金
融 資 額	4,800 万円以内		7,200 万円以内
返 済 期 間 (うち据置期間)	5 年以内 特に必要な場合 7 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (2 年以内)	20 年以内 (2 年以内)
利 率	年 1.45 % ~ 2.75 %		年 1.45 % ~ 3.45 %

※返済期間・担保・保証人等により金利が変わります。

経営改善貸付 (マル経融資制度)

商工会で指導を受けている事業所の方が経営改善の資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
融 資 額	1,500 万円以内	
返 済 期 間	7 年以内 (うち据置 1 年以内)	10 年以内 (うち据置 2 年以内)
利 率	年 1.75 %	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">● 保証人、担保は不要です● ご利用にあたっては審査のうえ、商工会会長の推薦が必要です● 審査の結果融資が受けられなかったり、融資金額が減額したりすることもありますので、事前に商工会へご相談下さい	

第三者保証人等を不要とする融資のご案内

第三者の方の保証や担保などの提供を不要とする融資をご希望の方に対し、原則法人の方は無担保・代表者の方のみの保証、個人の方は無担保・無保証人での融資をお取り扱いしています。

ご利用頂ける方	次のいずれの要件にも該当する方 <ul style="list-style-type: none">● 税務申告を2期以上行っていること● 所得税等を完納していること		
融 資 額	4,800 万円以内		
ご 返 済 期 間	運 転 資 金	5 年以内 (うち据置期間 1 年以内) (特に必要と認められる場合は 7 年以内)	
	設 備 資 金	10 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	
利 率	各融資制度の定める金利 + (上乘分) 0.65% ※融資制度・お使いみち・返済期間・担保・保証人等により金利が異なります。		
連 帯 保 証 人	<ul style="list-style-type: none">● 法人営業の方…代表者の方のみ● 個人営業の方…不要 (連帯保証をお願いする場合があります)		

セーフティネット貸付（経営の安定化を図る方の融資制度）

融資の種類	ご利用いただける方	融資額	金利	返済期間
経営環境変化資金	売上が減少するなど業績が悪化している方	4,800万円以内	年0.95%~2.75%	運転5年以内 (特に必要な場合8年)
金融環境変化資金	取引金融機関の破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	【別枠】 4,000万円以内	年1.45%~2.75%	設備10年以内
取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産で経営に困難を来している方	【別枠】 3,000万円以内		運転5年以内 (特に必要な場合8年)

※お使いみち・返済期間・担保・保証人等により金利が異なります。

企業活力強化貸付

融資の種類	ご利用いただける方	融資額	金利	返済期間
企業活力強化資金	卸売業・小売業・飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗新築・増改築や機械設備の導入を行う方	7,200万円以内 うち運転資金 4,800万円以内	年0.15%~3.45%	運転5年以内 (特に必要な場合7年)
IT資金	情報化投資を行う方			設備20年以内
海外展開資金	海外展開資金			運転5年以内 (特に必要な場合7年)
地域活性化・雇用促進資金	新たに雇用の創出効果が見込まれる方など			

※お使いみち・返済期間・担保・保証人等により金利が異なります。

生活衛生貸付（衛生関係の事業を営む方・飲食店営業・理容業・旅館業・クリーニング業他）

融資の種類	ご利用いただける方	融資額	金利	返済期間
一般貸付（設備資金）	生活衛生関係の事業を営んでいる方	7,200万円以内 ~4億円以内 業種により異なる	年0.50%~3.35%	13年以内 一部の業種または、 使い道により異なる
振興事業貸付	生活衛生関係事業を営む方で、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	設備 1億5,000万円以内 ~7億2,000万円以内 業種により異なる		18年以内 使い道により異なる
		運転 5,700万円以内		5年以内 (特に必要な場合7年)

※お使いみち・返済期間・担保・保証人等により金利が異なります。

その他の融資制度

融資の種類	ご利用いただける方	融資額	金利	返済期間
新規開業資金（新企業育成貸付）	新たに事業を始める方、または事業を開始後おおむね5年以内の方	7,200万円以内	年1.45%~3.45%	運転5年以内 (特に必要な場合7年)
女性、若者／シニア起業家資金	女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方	うち運転資金 4,800万円以内	年1.05%~3.45%	設備15年以内 (特に必要な場合20年)

※お使いみち・返済期間・担保・保証人等により金利が異なります。

※内容は、平成24年6月末現在のものですが、融資によっては金利が変わる場合もあります。

ご相談は、お気軽にどうぞ！

豊岡市商工会

《電話番号》

城崎支所 32-4411 竹野支所 47-1771
日高支所 42-1251 出石支所 52-2113
但東支所 56-1178 本所 42-4751

平成24年度兵庫県中小企業融資制度

資金名	資金使途	融資条件			備考	
		融資限度額	利率	融資(据置)期間		
長期資金	設備 運転	企業 5,000万円 組合 1億円	1.85%	設備 10年(2年)	長期の一般的な事業資金を 必用とする方。	
短期資金	運転	3,000万円	1.60%	1年又は、6ヶ月	長期の一般的な事業資金を 必用とする方。	
資小規 金模	小規模無担保貸付	設備	2,500万円	1.75%	7年(6ヶ月)	無担保又は無保証人で 資金を必要とする方。 保証協会保証残高、従業員 数等の条件があります。
	無担保・無保証人貸付		1,250万円	1.55%		
	特別小規模貸付					
開業 資金	新規開業貸付	運転	3,500万円 (資格・経験あり) 2,500万円 (資格・経験なし)	1.40%	7年(1年)	経験や資格を生かして新た に事業を開始したりする人 等が利用できます。 (個人開業や会社設立)
	再挑戦貸付		1,000万円		10年(1年)	事業廃止し、その後5年 以内に再起業を図る方。
経営 活性化 資金	設備 運転	5,000万円 3,000万円	金融機 関所定	5年(6ヶ月) 3年(なし)	一年以上の同一事業経歴 が必要。担保不要・保証必要	
食品 安全 貸付	設備	2億円	1.20%	10年(2年)	食品の安全の為、衛生上必要 とする機器を導入する方。	
商店 活性化 貸付	設備 運転	7,000万円	1.60%	7年(1年)	店舗の増改築、駐車場整備、 空店舗の改築等を行う方。	
防災・ エネルギー 設備促進 貸付	設備	3億円	1.20%	10年(2年)	耐震改修等の防災対応・節電・ 再生エネルギーを導入する方。	
資ユニ バー サル 金	ユニバーサル推進貸付	設備	2億円	1.20%	10年(2年)	宿泊施設のバリアフリー化、 国際化対応の改築を行う方。
	分煙設備整備貸付		500万	1.00%	7年(6ヶ月)	喫煙室設置、禁煙席と喫煙席 を分割する為の改修を行う方。
経営 安定 資金	金融変化対策貸付	運転	5,000万円	1.85%	7年(1年)	売上減少により経営の安定 に支障を生じている方。
	連鎖倒産防止貸付					倒産企業の影響を受け資金 を必要とする方。
	経営円滑化貸付					金融機関の破綻、合併で資金 調達に困っている方。
	企業再生貸付	運 設 備	1億円	1.85%	15年(3年)	整理回収機構等に貸付債権が譲渡 された企業のうち、再生可能な方。
借換 貸付	県制度 融資資 金他				10年(1年)	県制度融資借入金等の毎月の 返済負担額の軽減を図る方。

原則

- ・兵庫県中小企業融資制度の利用にあたり、兵庫県内で事業実態が必要。
(ただし、一部の資金については1年以上の同一事業歴が必要となります。)
- ・兵庫県信用保証協会の保証が必要。
- ・審査等により融資を受けられない場合等がある。
- ・第三者保証人は不要。(第三者保証人とは友人・知人・取引先等、直接融資申込人と関係ない者。)

兵庫県融資制度の利用に当たり、下記のような
兵庫県信用保証組合の保証が必要となります。

● 保証料率については、各企業の経営状況等を加味
した料率体系になっています。

【兵庫県制度融資にかかる保証料】

0.45% ~ 1.90%

原則上記の範囲で段階的に保証料率を設定します。

兵庫県信用保証協会の信用保証制度

● 保証協会への申し込み手続きは、必ず本人が
行って下さい。

● 信用保証委託申込書、信用保証委託契約書に
ついては、本人が直接記入のうえ、署名捺印
して下さい。

※詳細に関しましては、信用保証協会まで
お問い合わせ下さい。

兵庫県信用保証協会 但馬支所
TEL 0796(22)5171

豊岡市中小企業融資

対 象 者	①市内に1年以上主たる事業所を有し、同一事業を引続き1年以上営んでいる者 ②市内に1年以上居住し、市内に主たる事業所を有する者 ③市内に1年以上居住し、市内に主たる事業所を開設しようとする者 上記の①②③のいずれかに該当し、市税を延滞していない中小企業者	
融 資 の 種 類	短期融資	長期融資
受 付 期 間	平成 24 年 4 月 2 日から平成 25 年 3 月 29 日まで(申込額が目標額に達した時点で締切り) ※兵庫県信用保証協会の受付日も平成 25 年 3 月 29 日が期限となります。 ※申込額が目標額に達した時点で締め切ります。	
融 資 限 度 額	短期・長期合わせて 1 企業 2,000万円 まで	
融 資 利 率	年 1.5%	年 1.9%
融 資 期 間	1 年以内	10 年以内 (1 年以内据置可)
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる	
信 用 保 証	取扱金融機関が必要と認める時は、兵庫県信用保証協会の保証を付ける必要があります。保証期間は10年以内、保証条件は保証協会の定めるところにより、保証料については借受人の負担とする。	
担 保	基本的には無担保とします。ただし、取扱金融機関または兵庫県信用保証協会が必要と認める時は、担保を徴することがあります。	
保 証 人	取扱金融機関が必要と認める時は、連帯保証人を1人以上(法人の場合は、代表者を含む)必要とします。	
取 扱 金 融 機 関	但馬銀行、みなと銀行、山陰合同銀行、但馬信用金庫、たじま農業協同組合、兵庫県信用組合	
必 要 書 類	①融資申込書 ②市税に滞納がない旨の証明書 ③住民票(申請者および連帯保証人) ④登記事項証明書(申請者が法人の場合のみ)	
申 込 先	上記取扱金融機関	
問 合 せ 先	豊岡市経済部経済課商工係 TEL 23-4480	

豊岡市起業サポート奨励金

奨 励 金	日本政策金融公庫の融資制度により借り入れた開業資金の 1.65%相当(最大20万円)
対 象 者	個人、または新たに設立した法人で、これから事業を開始、または、事業開始から1年に満たない方で、下記のいずれにも該当する方 (1)平成 24 年 4 月 2 日から平成 25 年 3 月 29 日の間に日本政策金融公庫から開業資金を借り入れた方 (2)豊岡市内に事業所等を設置する方(仮設テントおよび仮店舗は対象外) (3)開始する事業の業種が下記に該当しない方 ・農業・林業・漁業、金融・保険業、風俗関連営業等、・宗教・政治・経済・文化団体、その他支援することが難しいと判断される業種 ※許認可や届出を必要とする事業を営む場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。 (4)当奨励金の交付を受けていない方 注)親族等から事業承継した場合や既存の事業者が事業拡大などにより新規事業を開始する場合、すでに行っている事業の社名または代表者を変更して行う場合は対象外です。
申 込 先 問 合 せ 先	豊岡市経済部経済課 TEL 23-4480